

# 再生可能エネルギー固定価格買取制度の概要

## 買取制度の変遷

買取制度は「固定価格買取制度」に集約(余剰、全量の量での制度ではない)

		2010年	2011年	2012年～
余剰電力 買取制度	10kW 未満	48円/kWh (39円/kWh)	42円/kWh (34円/kWh)	集約 ↓
	10kW 以上	24円/kWh (20円/kWh)	40円/kWh (32円/kWh)	
固定価格買取制度		2013年度は10kw以上の場合、36円/kWh(税込37.8円)		

※ ( )内は自家発電設備等を併用している場合の買取価格

## 対 象

現行の余剰買取制度 (太陽光発電)

	10kW未満	10kW以上 500kW未満	500kW以上
住宅用	余剰買取	余剰買取	
非住宅			
発電用	買取対象外		

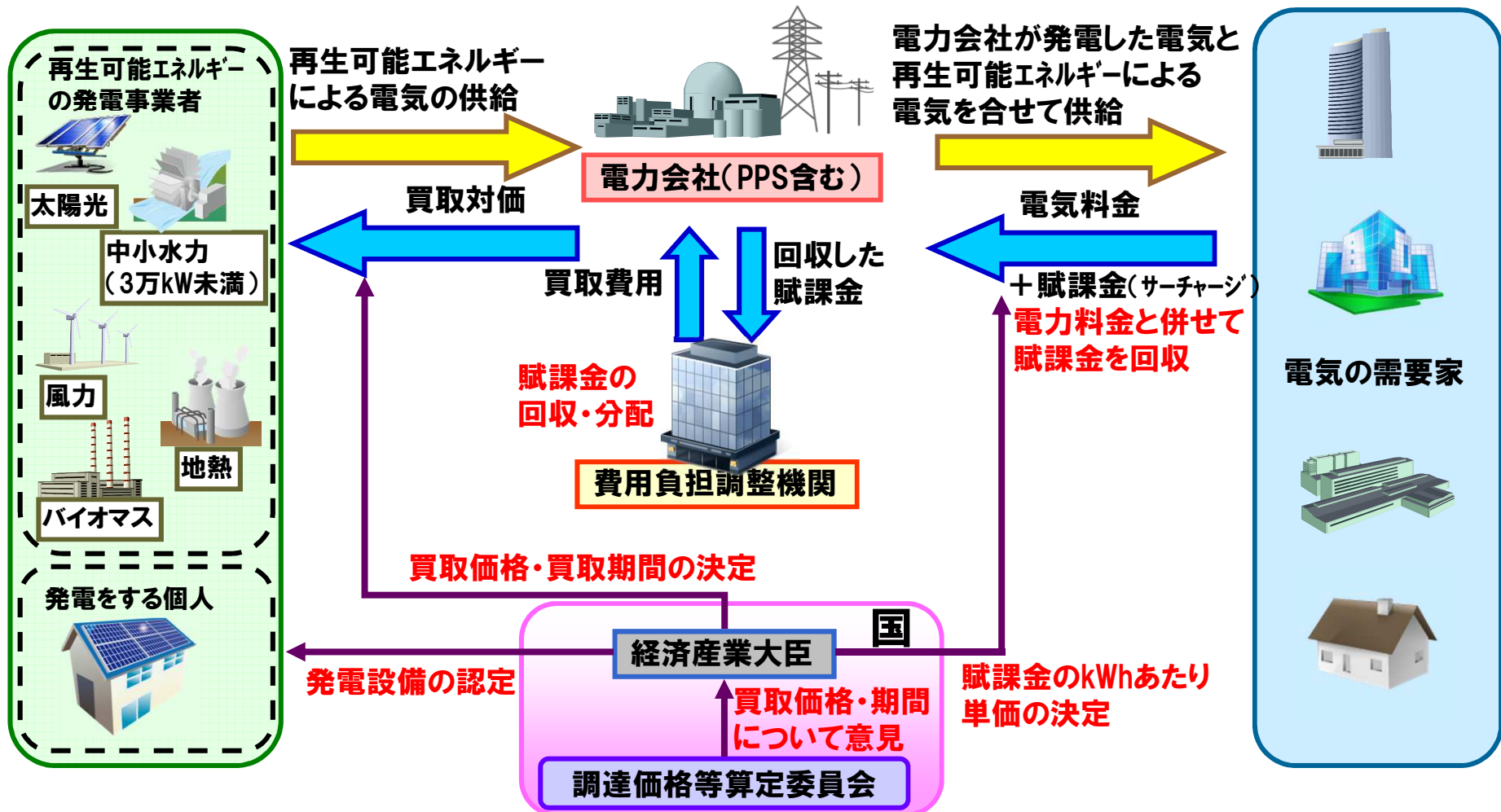
固定価格買取制度 (太陽光発電関連部分)

	10kW未満	10kW以上 500kW未満	500kW以上
住宅用	固定価格 買取制度 (但し余剰買取)	固定価格買取制度 (余剰・全量は問わない)	
非住宅			
発電用			

# 再生可能エネルギー固定価格買取制度の仕組み

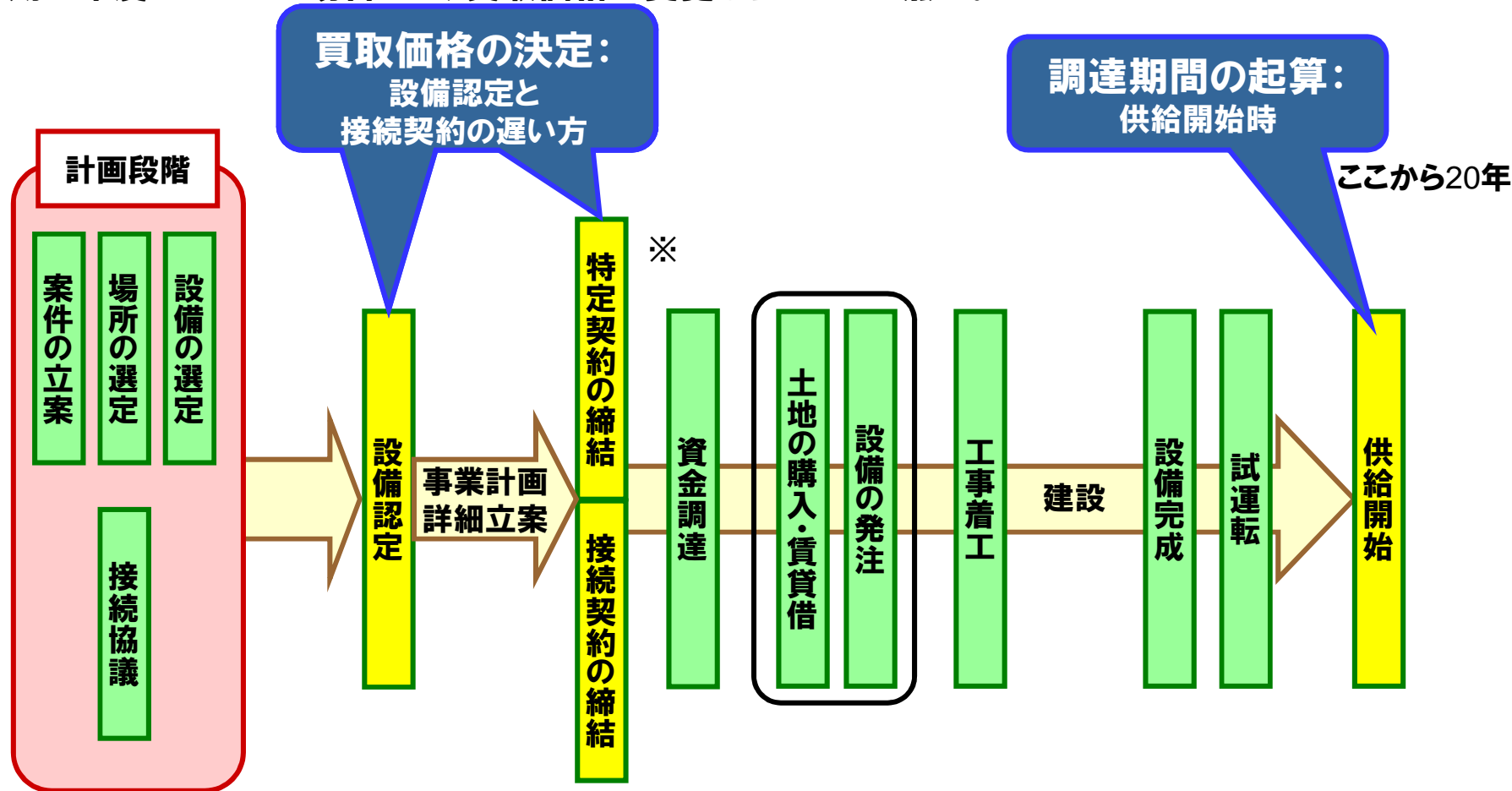
## 【ポイント】

- ①電力会社は、再生可能エネルギー発電の電気を、国が定めた価格・期間で買取の義務を負う。
- ②買取にかかる追加費用は、賦課金として需要家の電気料金に上乗せされる。
- ③全国で一律の賦課金単価とするために、費用負担調整機関が賦課金をまとめ、運用する
- ④経済産業大臣が調達価格等算定委員会の意見をもとに、買取価格、期間、賦課金単価を毎年度決定



# 買取価格と期間の適用時期

買取価格は、特定契約の締結もしくは設備認定のいずれが遅い方の年度のもので適用されるので、工期が年度をまたいだ場合でも、買取価格が変更されることは無い。



※売電のためには、2つの契約を締結する必要があります。

特定契約: 電力会社に電気を売電するための契約、設置地域以外の電力会社とも締結可能(複数も可)

接続契約: 発電した電気を電力系統に流すための契約、設置地域の管轄電力会社とのみ締結可能

## 【設備共通の基準】

1. 調達期間中、**メンテナンス体制**が常時国内に確保されていること(メーカーの場合3ヶ月以内の修理)
2. 計量法に基づく特定計量器を用い、**発電量を計量**すること
3. **発電設備の内容が具体的に特定**されていること(メーカー、型式番号又は、設備の設計仕様図等)
4. 設置にかかった費用及び運転にかかる毎年度の**費用の内訳を虚偽なく記録し、定期的に提出**すること

## 【太陽光発電設備の個別基準】

1. 太陽光モジュールの**変換効率**が、**以下の基準以上**であることが確認できるものであること。
  - ・シリコン単結晶系 : 13.5%以上(HIT233 18.2%)
  - ・シリコン薄膜系 : 7.0%以上
  - ・シリコン多結晶系 : 13.5%以上(STD240 14.7%)
  - ・化合物系 : 8.0%以上
2. 自家発電設備を併設する場合は、**自家発電設備から系統線へ逆潮流しないこと**(逆潮流防止装置等の設置)
3. 10kW未満の太陽光発電設備については、以下の条件を満たすこと
  - ・JIS基準又はJIS基準に準じた認証(JET認証or相当の海外認証)を得ていること
  - ・**余剰配線**となること。
  - ・事業者が複数の住宅に、それぞれ10kW未満の太陽光発電設備を設置する場合で、その発電出力の合計が10kW以上となる場合(いわゆる「**屋根貸しモデル**」)にあつては、
    - ①各住宅について**全量配線**となっていること。
    - ②各住宅の屋根の賃借に係る契約書を添付すること。

## 【既設設備の扱い】

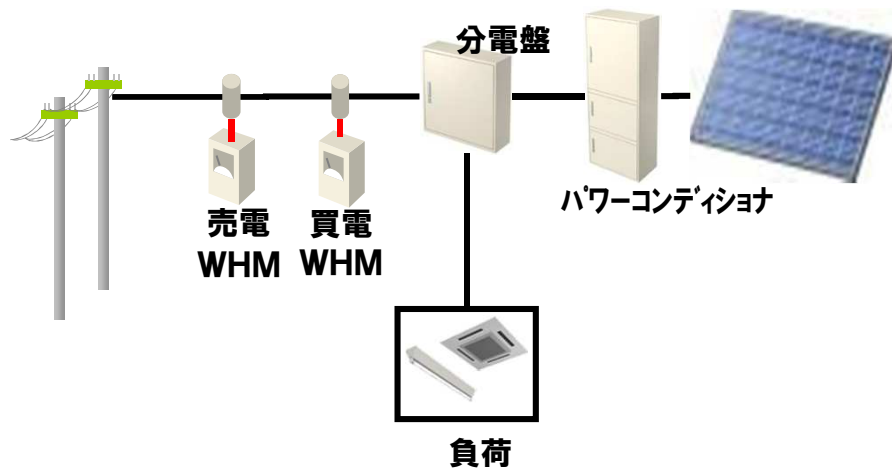
- ・RPS法認定を受けた、余剰電力買取制度の適用設備: 固定価格買取制度への移行なし
- ・RPS法認定を受けた、余剰電力買取制度の非適用設備: RPS認定の撤回申請をすれば、以下条件で固定価格買取制度に移行可能
  - 調達価格: 新規と同一、ただし補助金を受けている場合は、相当分を減額した価格
  - 調達期間: 新設に適用される期間一運転開始後の経過期間
- ・RPS法認定を受けていない設備(自家消費専用の設備): 固定価格買取制度への移行なし

※RPS法: 電力会社に対し、再生可能エネルギーを一定量以上利用することを義務付ける法律。  
電力会社はRPS認定を受けた設備から電力を買い取る。2003年施行

10kW未満の設備は余剰配線のみ可、10kW以上の設備は全量配線、余剰配線のどちらも可

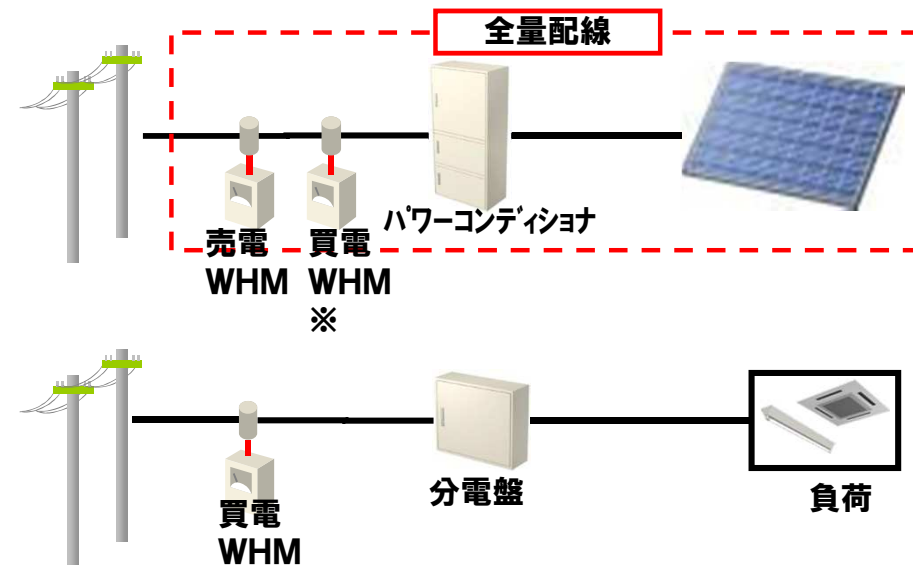
## 余剰配線

発電電力を自家消費し、余った電力を売電する方式  
(1つの受電点で完結)



## 全量配線(10kW以上のみ)

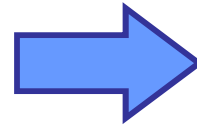
発電電力を自家使用せず、ほぼ全て売電する方式  
(売電用の受電点を新たに設置)



※パワーコンディショナ等の電力を同一受電点内で  
賄う場合、電力会社からの買電が必要になる

**注意：系統と高圧で接続する場合の、キュービクルや系統保護装置の設置については電力会社と協議する必要があります。**

以下の事由に該当する場合、電力会社は再生可能エネルギー固定買取制度の契約締結を拒否することができる



再生可能エネルギー発電事業者の実質的な義務

## 【特定契約・接続契約の拒否事由(抜粋)】

- ・接続契約を結ぶ電力会社と特定契約を結ぶ電力会社が異なる場合に、託送料金の負担を拒否した場合
- ・複数の電力会社に売電する場合に、予め各電力会社への予定供給量を通知しない場合
- ・**系統に接続するための電源線、昇圧設備、計量器、系統保護装置の設置費用負担を拒否した場合**  
(但し、機器の設置費用の積算内容、根拠等を電力会社が明示すること)
- ・電力会社が供給電力量の計量をするために必要な協力をしない場合
- ・電力会社の送電可能容量を超えることが見込まれる場合  
(但し、電力会社はその根拠と、別の合理的な接続先(無い場合はその理由)を提示すること)
- ・電力供給過多時、**年間720時間まで無補償で出力抑制すること**に応じない場合(容量500kW以上のみ)  
(但し、電力会社は要請する前に自社での抑制、電力取引所等の回避措置をとること)



# 【ご参考】賦課金(サーチャージ)について

## 【賦課金の単価】

今年度は太陽光発電促進賦課金(余剰買取制度分)も併せて負担する(電力会社ごとに異なる)

再生可能エネルギー賦課金  
(再生可能エネルギー固定価格買取制度)  
全国一律:0.22円/kWh

+

太陽光発電促進賦課金  
(太陽光発電の余剰電力買取制度)  
電力会社毎に設定

## 平成24年度電力会社別賦課金単価(円/kWh)

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
単価(円/kWh)	0.25	0.26	0.28	0.33	0.26	0.27	0.33	0.35	0.37	0.33
家庭負担額のめやす(円/月)	75	78	84	99	78	81	99	105	111	99

※負担額のめやすは1ヶ月の一般家庭の標準電気使用量を300kWhとして計算

## 【賦課金の減免】

・以下の条件を満たす場合、平成25年3月31日まで賦課金を免除(東日本大震災の被災)

- ①東日本大震災の罹災証明を受けている場合
- ②福島原子力発電所事故を受けて設定された、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難推奨地点に所在している場合

・以下の条件を満たす場合、賦課金の8割を減免(電力多消費型事業)

- ①売上高千円あたりの電気使用量(kWh)=原単位が、5.6以上の事業
- ②単独事業所で上記事業による年間電気使用量が100万kWh以上、かつ事業所全体の電力使用量の1/2以上であること

# 【ご参考】賦課金の調整について

電力会社毎に、再生可能エネルギーの調達量、需要家への電気供給量(=賦課金の回収量)は異なるので、調達に対する電力会社の負担を平準化するために、費用負担調整機関が一旦賦課金を集約し、再生可能エネルギーの調達量に応じて分配する。

【イメージ】

